

一部負担還元金支給手続規程

(目的)

第1条 この規程は規約第48条に基づき一部負担還元金の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第2条 一部負担還元金は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書、または事業主医療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、また療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

(支給時期)

第3条 一部負担還元金は、毎月末日に支給する。ただし、末日が休日にあたるときは、その翌日とする。

(支払方法)

第4条 一部負担還元金の支給は、銀行振込により支給する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。